

事務連絡  
令和7年3月27日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
(市区町村担当課、契約担当課扱い)  
各指定都市入札契約担当部局長 殿  
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることができます。

令和6年4月より労働基準法(昭和22年法律第49号)の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、令和7年度から適用される国土交通省直轄工事における週休2日の取得に要する費用の計上等について、別添のとおり行うこととしておりますので、お知らせします。

各発注者におかれましては、週休2日の確保等の必要性に鑑み、各団体における実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上すること等、適切な対応に努めていただくようお願いします。

なお、週休2日工事等を実施していない市区町村が依然として多いことから、週休2日工事等を実施していない市区町村においては速やかに週休2日工事等の実施を行うとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村の取組改善に向けた働きかけの強化に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知をお願いします。

<別添>

○国土交通省直轄土木工事

- 別添1：工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)  
別添2：「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」  
の運用について  
別添3：週休2日交替制適用工事の試行について  
別添4：「週休2日交替制適用工事の試行について」の運用について  
別添5：市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(試  
行)  
別添6：土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上につ  
いて(試行)

○国土交通省直轄機械設備工事

- 別添7：機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について  
(試行)  
別添8：「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について  
(試行)」の運用について

○国土交通省直轄営繕工事

- 別添9：「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」  
別添10：「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用  
について(改定)」

国会公契第43号  
国官技第476号  
令和7年3月12日

各地方整備局 総務部長 殿  
企画部長 殿  
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長  
技術調査課長  
(公印省略)

### 工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国会公契第30号、国官技第374号）により、週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、令和7年度以降に発注する週休2日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

#### 記

##### 1. 用語の定義

###### （1）週休2日

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

###### （2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

## 2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- ③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- ④なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

## 3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和7年3月12日付け国会公契第44号、国官技第477号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

### (1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

### (2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

## 4. 積算方法等

### (1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

### 【完全週休2日（土日）適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

### 【月単位の週休2日適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

## （2）補正方法

### ①完全週休2日（土日）I型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

### ②完全週休2日（土日）II型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

## 附 則

- 1 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国会公契第30号、国官技第374号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第45号  
国技建管第4号  
令和7年3月12日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿  
企画部 技術調整管理官 殿  
北海道開発局  
事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課  
公共工事契約指導室長  
大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の  
運用について

工事の週休2日の取得に要する費用の計上について、「工事における週休2日の取  
得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国会公契第43  
号、国技建管第476号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用  
について」（令和6年3月6日付け国会公契第32号、国技建管第7号。以下「旧  
通知」という。）は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行  
う工事については、旧通知による。

## 別 紙

### 週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

#### 1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成 28 年度から週休 2 日工事を実施し、週休 2 日工事の取組件数を順次拡大してきた。週休 2 日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組むこととしている。令和 7 年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援するため、完全週休 2 日（土日）の補正係数を新設するものである。

#### 2. 対象工事等

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 9 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、完全週休 2 日（土日） I 型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休 2 日（土日） II 型で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については完全週休 2 日（土日） II 型で発注することを原則とする。

なお、完全週休 2 日（土日） I 型とは月単位の週休 2 日が前提となり、完全週休 2 日（土日） II 型とは通期の週休 2 日が前提となる。

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

#### 3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）で通知した補正係数を、労務費、共通仮設费率及び現場管理费率（以下「各経費」という。）に乗じるものとする。なお、市場単価方式における週休 2 日の補正については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 6 号）によるものとし、土木工事標準単価における週休 2 日の補正については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 7 号）によるものとする。

##### （1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

###### ①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。受注

者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っているれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

#### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。

暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

#### ③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。

### （2）補正方法

#### ①完全週休2日（土日）I型

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）の取組の協議が整わなかったものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

#### ②完全週休2日（土日）II型

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各

経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のものは、現場閉所の達成状況に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかつた場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

#### 4. 対象工事である旨等の明示

- ①週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ②当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③工事契約後、3（1）①に記載のとおり、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

#### 5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和7年3月12日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

## 6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

## 7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしづ寄せが生じることがないよう、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

## 8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国会公契第44号  
国官技第477号  
令和7年3月12日

各地方整備局  
総務部長 殿  
企画部長 殿  
北海道開発局  
事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長  
技術調査課長  
(公印省略)

#### 週休2日交替制適用工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休2日交替制適用工事の試行について」(令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号)により、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」を行っているところであるが、週休2日交替制適用工事の取組状況等を踏まえ、令和7年度以降に発注する週休2日交替制適用工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

#### 記

##### 1. 用語の定義

###### (1) 週休2日交替制

- ①完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ③通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

###### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

## 2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。
- ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- ③通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

## 3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

### (1) 完全週休2日交替制Ⅰ型

受注者が、完全週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）

### (2) 完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

## 4. 積算方法等

### (1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

#### 【完全週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

#### 【月単位の週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

### (2) 補正方法

#### ①完全週休2日交替制Ⅰ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2

日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休2日の取得を前提としているなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

## ②完全週休2日交替制Ⅱ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日交替制を希望しないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としているなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

## 附 則

- 1 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う「週休2日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「週休2日交替制適用工事の試行について」(令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第46号  
国技建管第5号  
令和7年3月12日

## 各地方整備局

総務部 契約管理官 殿  
企画部 技術調整管理官 殿  
北海道開発局  
事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課  
公共工事契約指導室長  
大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

## 「週休2日交替制適用工事の試行について」の運用について

工事の週休2日の取得に要する費用の計上について、「週休2日交替制適用工事の試行について」(令和7年3月12日付け国会公契第44号、国技建第477号)が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

## 附 則

- 1 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う「週休2日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「「週休2日交替制適用工事の試行について」の運用について」(令和6年3月6日付け国会公契第33号、国技建管第8号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

## 別 紙

### 週休 2 日交替制適用工事の試行に要する費用の計上にあたっての考え方

#### 1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととするものである。

#### 2. 対象工事等

##### (1) 対象工事

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち、以下に該当する工事については週休 2 日交替制適用工事として発注することを原則とする。

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

##### (2) 発注方式

(1)のうち、支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 9 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、完全週休 2 日交替制 I 型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、完全週休 2 日交替制 II 型で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、完全週休 2 日交替制 II 型で発注することを原則とする。

なお、完全週休 2 日交替制 I 型とは月単位の週休 2 日交替制が前提となり、完全週休 2 日交替制 II 型とは通期の週休 2 日交替制が前提となる。

#### 3. 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」）に応じて、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）で通知した補正係数を、労務費及び現場管理費率（以下「各経費」という。）に乗じるものとする。

なお、市場単価方式における週休 2 日の補正については、「市場単価方式による週

休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国技建管第6号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国技建管第7号）によるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

#### （1）技術者及び技能労働者の休日率の状況

休日率の状況は、次のとおりとする。

##### ①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の場合。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

##### ②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

##### ③通期の週休2日交替制

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

#### （2）補正方法

##### ①完全週休2日交替制Ⅰ型

当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休2日交替制の取組を希望しないもの

（完全週休2日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が完全週休2日交替制の取組を希望しないもの（完全週休2日交替制の取組の協議が整わなかったものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日交替制の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

## ②完全週休2日交替制Ⅱ型

当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のものは、休日率の達成状況に応じて、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更、もしくは月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

工事着手前に受注者が完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組を希望しないもの（完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更、もしくは月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8.

その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

## 4. 対象工事である旨等の明示

- ①週休2日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ②工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

## 5. 適正な工期設定（条件明示）

週休2日交替制適用工事のうち、現場閉所困難工事の工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和7年3月12日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

## 6. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

## 7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしづ寄せが生じることがないよう、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を探求するなど、連携を密に行うものとする。

## 8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国技建管第6号  
令和7年3月12日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

### 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第9号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国会公契第43号、国官技第476号）及び「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和7年3月12日付け国会公契第44号、国官技第477号）が通知されたことから、市場単価方式による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

#### 記

##### 1. 積算方法

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

##### 2. 適用

- (1) 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- (2) 「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第9号。以下「旧通知」という。）は廃止する。  
ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

## 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

国技建管第7号  
令和7年3月12日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

### 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第10号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月12日付け国会公契第43号、国官技第476号）及び「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和7年3月12日付け国会公契第44号、国官技第477号）が通知されたことから、土木工事標準単価による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

#### 記

##### 1. 積算方法

土木工事標準単価を活用した週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

##### 2. 適用

- (1) 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- (2) 「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第10号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

## 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームプラスチック工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02